

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年12月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500129号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500021号

第1 結論

昭和38年10月から昭和39年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和38年10月から昭和39年3月まで

請求期間の国民年金保険料について、昭和40年5月24日にA市役所B出張所で6か月分を現金で納付したにも関わらず、年金記録では未納とされている。領収書は紛失したが、年金手帳に納付の記載がされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳となった昭和36年*月から厚生年金保険の被保険者となる前の昭和39年7月までの国民年金加入期間について、請求期間を除き、国民年金保険料を全て納付していることから、請求者の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、請求者が所持する国民年金手帳の昭和38年度国民年金印紙検認記録には、請求期間である昭和38年10月から昭和39年3月までの欄に「納」の印が押され、昭和39年3月の欄に「40.5.24納入」と記載されており、当該期間については、過年度納付していたことが確認できる。

さらに、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄は、昭和38年10月から昭和39年2月までの期間は空欄、昭和39年3月の欄に「40.5.24」と日付が記載されているところ、請求者の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者に係る同市の国民年金被保険者名簿によると、請求者と同様に国民年金保険料を過年度納付した年度の3月の欄のみに納付日が記載されている者が多数存在し、これらの者はオンライン記録により、全て納付済みと記録されていることから、請求者の請求期間の保険料についても納付済みであると考えるのが自然である。

そのほかの事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500126号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500041号

第1 結論

請求者のA社における平成15年4月30日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成15年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年4月30日

A社から平成15年4月30日に賞与が支給されていたのに年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する預金通帳及びA社が加入しているB健康保険組合における請求者の被保険者記録により、請求者は、請求期間において、事業主から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、当該事業所で同時期に厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚から提出された賞与明細書の写しにより、当該複数の同僚は、請求期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額、厚生年金保険料控除額及びB健康保険組合の記録から100万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500130号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500042号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月29日の標準賞与額を15万3,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年12月29日

年金記録を確認したところ、A社から支給された請求期間の賞与が記録されていない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士の回答及び請求者が所持する預金通帳により、請求者は、請求期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、当該事業所の同僚二人から提出された給料計算書(賞与分)の写しにより、当該同僚二人は請求期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において支払を受けた賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、同僚二人から提出された給料計算書(賞与分)の記載内容及び上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から15万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かに

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500131号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500043号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を33万5,000円、平成18年7月10日の標準賞与額を25万円、平成19年7月10日の標準賞与額を20万円、平成19年12月20日の標準賞与額を20万2,000円、平成20年7月15日の標準賞与額を18万1,000円及び平成20年12月29日の標準賞与額を20万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日、平成18年7月10日、平成19年7月10日、平成19年12月20日、平成20年7月15日及び平成20年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日、平成18年7月10日、平成19年7月10日、平成19年12月20日、平成20年7月15日及び平成20年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月17日
② 平成18年7月10日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年7月15日
⑥ 平成20年12月29日

年金記録を確認したところ、A社から支給された賞与のうち、請求期間①から⑥までの賞与が記録されていない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、A社から社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士の回答及びB信用金庫から提出された預金取引明細表により、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、当該事業所から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、当該事業所の同僚二人から提出された給料計算書(賞与分)の写しにより、当該同僚二人は請求期間①から⑥までに当該事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて支払を受けた賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたものと認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このことから、本事案における請求者の請求期間①から④までの期間及び請求期間⑥に係る標準賞与額については、同僚二人から提出された給料計算書（賞与分）の記載内容及び上記預金取引明細表に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 33 万 5,000 円、請求期間②は 25 万円、請求期間③は 20 万円、請求期間④は 20 万 2,000 円及び請求期間⑥は 20 万 2,000 円とすることが妥当である。また、請求期間⑤に係る標準賞与額については、社会保険労務士から回答された請求期間⑤に係る賞与支給額から、18 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑥までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500136号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500044号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を29万3,000円、平成18年7月10日の標準賞与額を20万4,000円、平成19年7月10日の標準賞与額を21万4,000円、平成19年12月20日の標準賞与額を35万1,000円、平成20年7月15日の標準賞与額を19万8,000円及び平成20年12月29日の標準賞与額を27万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日、平成18年7月10日、平成19年7月10日、平成19年12月20日、平成20年7月15日及び平成20年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日、平成18年7月10日、平成19年7月10日、平成19年12月20日、平成20年7月15日及び平成20年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月17日
② 平成18年7月10日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年7月15日
⑥ 平成20年12月29日

年金記録を確認したところ、A社から支給された賞与のうち、請求期間①から⑥までの賞与が記録されていない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、A社から社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士の回答及びB信用金庫から提出された預金取引明細表により、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、当該事業所から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、当該事業所の同僚二人から提出された給料計算書(賞与分)の写しにより、当該同僚二人は請求期間①から⑥までに当該事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて支払を受けた賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたものと認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このことから、本事案における請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、同僚二人から提出された給料計算書（賞与分）の記載内容及び上記預金取引明細表に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 29 万 3,000 円及び請求期間②は 20 万 4,000 円とすることが妥当である。また、請求期間③から⑥までに係る標準賞与額については、社会保険労務士から回答された請求期間③から⑥までに係る賞与支給額から、請求期間③は 21 万 4,000 円、請求期間④は 35 万 1,000 円、請求期間⑤は 19 万 8,000 円及び請求期間⑥は 27 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑥までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500140号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500045号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を32万8,000円、平成18年7月10日の標準賞与額を27万1,000円、平成19年7月10日の標準賞与額を25万5,000円、平成19年12月20日の標準賞与額を40万8,000円、平成20年7月15日の標準賞与額を22万1,000円及び平成20年12月29日の標準賞与額を30万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日、平成18年7月10日、平成19年7月10日、平成19年12月20日、平成20年7月15日及び平成20年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日、平成18年7月10日、平成19年7月10日、平成19年12月20日、平成20年7月15日及び平成20年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月17日
② 平成18年7月10日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年7月15日
⑥ 平成20年12月29日

年金記録を確認したところ、A社から支給された賞与のうち、請求期間①から⑥までの賞与が記録されていない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、A社から社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士の回答及び請求者が所持する預金取引明細表により、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、当該事業所から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、当該事業所の同僚二人から提出された給料計算書(賞与分)の写しにより、当該同僚二人は請求期間①から⑥までに当該事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて支払を受けた賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたものと認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このことから、本事案における請求者の請求期間①及び②並びに請求期間④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、同僚二人から提出された給料計算書（賞与分）の記載内容及び上記預金取引明細表に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 32 万 8,000 円、請求期間②は 27 万 1,000 円、請求期間④は 40 万 8,000 円、請求期間⑤は 22 万 1,000 円及び請求期間⑥は 30 万 6,000 円とすることが妥当である。また、請求期間③に係る標準賞与額については、社会保険労務士から回答された請求期間③に係る賞与支給額から、25 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求期間①から⑥までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500103号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500047号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年5月1日から同年4月20日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和54年4月20日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年4月20日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における昭和55年11月1日から昭和56年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和55年11月から昭和56年6月までの標準報酬月額については、11万円から12万6,000円とする。

昭和55年11月から昭和56年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年11月から昭和56年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和54年4月20日から同年5月1日まで
② 昭和54年5月1日から昭和57年10月24日まで

A社には、昭和54年4月20日から勤務したが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年5月1日となっているので、請求期間①について、同年4月20日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

A社から交付された給料支払明細書を確認したところ、年金記録により確認できる標準報酬月額よりも高額な給与が支払われ、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料が控除されている期間があるので、請求期間②について、正しい標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書、請求者自身の入社日に関する具体的な陳述及びA社の解散時の事業主の陳述から判断すると、請求者は、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により確認できる昭和 54 年 5 月の標準報酬月額及び請求者から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、解散時の事業主は、昭和 54 年 4 月 20 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か及び厚生年金保険料を納付したか否かを確認できる資料が無く、不明であると回答しているが、厚生年金保険の記録における当該事業所の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主は昭和 54 年 5 月 1 日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年 4 月 20 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者は、標準報酬月額の訂正を請求しているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このことから、請求期間②のうち、昭和 55 年 11 月 1 日から昭和 56 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、解散時の事業主は、昭和 55 年 11 月 1 日から昭和 56 年 7 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に提出したか否か及び厚生年金保険料を納付したか否かを確認できる資料が無く、不明であると回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②のうち、昭和 54 年 5 月 1 日から昭和 55 年 11 月 1 日までの期間及び昭和 56 年 7 月 1 日から昭和 57 年 10 月 24 日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、被保険者原票により確認できる標準報酬月額と一致しているか又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500115号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500046号

第1 結論

請求者のA市B部(現在は、A市C部)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年10月5日に、喪失年月日を昭和54年4月1日に訂正し、昭和53年10月から昭和54年3月までの標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和53年10月5日から昭和54年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和53年10月から昭和54年3月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年10月5日から昭和54年4月1日まで

請求期間は、A市B部で事務補助の臨時職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、雇用保険の被保険者記録並びに上司及び同僚の陳述から判断すると、請求期間において、A市B部で臨時職員として勤務していたことが認められる。

また、A市C部から提出された臨時的任用職員取扱要綱(昭和50年6月24日改正)によると、臨時職員の厚生年金保険の適用については、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の定めるところによる旨記載されていることが確認できるところ、当時、A市B部で役職者として勤務していたとする複数の者は、「臨時職員の社会保険手続については、規定に基づいて行っており、取扱いが異なる者はいなかった。」と陳述している。

さらに、請求期間当時、A市B部で社会保険事務を担当していたとする者は、「臨時職員は、採用と同時に社会保険に加入させており、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険は同時に手続を行っていた。請求者についても、他の臨時職員と違いはなかったので、厚生年金保険に加入させ、給与から同保険料を控除していたと思う。」と陳述している。

加えて、A市B部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、請求期間及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できた14人は、厚生年金保険と雇用保険の被保険者期間が一致又はほぼ一致している上、当該14人を含む16人に照会し、8人から回答を得られたところ、いずれも、請求者と同様、事務補助の臨時職員として勤務していたと回答しており、このうち、自身の勤務期間を記憶している6人は、厚生年金保険の加入記録は実際の

勤務期間と一致していると陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A市から提出された臨時的任用職員の賃金に係る資料及び請求者と同年代の同僚に係る標準報酬月額の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和53年10月から昭和54年3月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かを確認できる資料が無く、不明であると回答しているが、昭和53年10月から昭和54年3月までの期間において、A市B部に係る被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和53年10月から昭和54年3月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500102号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500019号

第1 結論

平成2年5月から平成4年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年5月から平成4年5月まで

平成2年5月に当時勤めていた会社を辞めてA国に海外留学したため、(社)日本国民年金協会(現在はB年金事務所へ事務引継ぎ済み。以下同じ)を通じて国民年金に任意加入し、それ以降、年度初めに国民年金保険料を前納していたはずなのに、年金記録では納付済みとされておらず、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間については、自身のパスポートの写し及び(社)日本国民年金協会に提出された国民年金被保険者資格取得届(申出)書により、海外在住期間であることが確認でき、国民年金に任意加入することが可能な期間であったと認められる。

しかしながら、請求者は平成2年5月に任意加入する申出を行ったとしているところ、国民年金被保険者資格取得届(申出)書により、受付日及び資格取得年月日は平成4年6月12日と記載されていることから、請求者の主張と加入手続きの時期が相違している。

また、請求者の国民年金記号番号は、(社)日本国民年金協会の払出簿によると、平成4年6月12日に払い出されていることが確認できる上、請求者に対し、別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間において、国民年金に任意加入する申出は行っていなかったものと考えられる。

さらに、国民年金の任意加入時においては、国民年金被保険者資格取得届(申出)書の受付日より遡及した期間に係る加入は認められておらず、(社)日本国民年金協会の被保険者別検認報告一覧表において、請求者が請求期間の保険料を納付した記録は確認できない。

加えて、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500119号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500020号

第1 結論

昭和53年7月及び同年8月、昭和57年9月から昭和63年8月までの請求期間及び平成9年7月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和53年7月及び同年8月
② 昭和57年9月から昭和63年8月まで
③ 平成9年7月から同年11月まで

請求期間①及び②については、国民年金保険料を郵便局や銀行の窓口で、私自身が納付した。請求期間③については、妻が、妻の保険料と一緒に私の保険料も納付したが、私の分だけ未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和53年7月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の処理日により、昭和60年2月頃にC社会保険事務所(当時)において払い出されたものと推認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和60年2月頃に行われたものと推認され、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和60年2月の時点では、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

請求期間②について、請求者は、昭和57年9月頃にC市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、前述のとおり、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和60年2月頃と推認できることから、請求者の主張と符合しない。

また、昭和60年2月の時点では、請求期間②のうち昭和57年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、昭和58年1月から昭和59年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であったが、請求者は、請求期間②の保険料については、当該年度において1、2か月毎にその都度納付していたとしていることから、請求者が当該期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

さらに、請求者が昭和61年11月に転入したA市の国民年金過年度納付記録簿において、請求期間②のうち、請求者がC市に居住していた昭和57年9月から昭和61年10月までの期間に国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、昭和61年11月にA市D区役所において、C市からA市への国民年金の

住所変更の手続を行ったとしているが、昭和 61 年度当時において、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿は作成されていないことから、請求者が昭和 61 年 11 月当時に国民年金に係る手続を行ったとは考え難く、昭和 62 年度及び昭和 63 年度の同名簿は確認できるが、請求者の当該年度の国民年金保険料は未納と記録されており、請求者が、請求期間②のうち A 市に転入後の昭和 61 年 11 月から昭和 63 年 8 月までの期間に係る保険料を納付していた形跡は見当たらない。

請求期間③について、請求者は、毎月二人分の国民年金保険料を一緒に請求者の妻が納付していたとしているところ、オンライン記録によると、平成 9 年 7 月から同年 11 月までの期間に係る請求者の妻の保険料は、全て納付済みとなっていることが確認できる。

しかしながら、請求期間③に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする請求者の妻の当該保険料は、オンライン記録の収納年月日により、平成 10 年 7 月 6 日に 5 か月分がまとめて納付されていることが確認でき、請求者及び請求者の妻の主張とは保険料の納付状況が相違している。

また、請求期間③に係る請求者の国民年金の資格取得日及び同喪失日は平成 12 年 2 月 21 日、請求者の妻の国民年金の資格取得日及び同喪失日は平成 10 年 3 月 25 日に入力処理されていることが、オンライン記録により確認できることから、請求期間③に係る国民年金の資格に係る届出は夫婦同時に行われていない上、請求期間③に係る請求者の入力処理日（平成 12 年 2 月 21 日）において、請求期間③の国民年金保険料は時効により納付することができない。

このほか、請求者及び請求者の妻が、請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間①、②及び③について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500132号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500022号

第1 結論

平成5年4月から平成12年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年4月から平成12年8月まで

平成12年9月に入籍した時、当時の夫(以下「元夫」という。)から未納となっている請求期間の国民年金保険料を納付しなければならないと言われたので、40万円を元夫に渡して請求期間の保険料をまとめて納付してもらったと記憶しているが、年金記録では、請求期間について未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料納付について、平成12年9月に請求者の元夫へ40万円を渡し、まとめて納付してもらったとしているところ、請求期間の保険料合計額とは大きく相違している上、同年9月の時点では、請求期間のうち平成5年4月から平成10年7月までの期間の保険料は時効により納付することができず、平成10年8月から平成12年8月までの期間の保険料は納付することが可能であったが、A市の請求者に係る国民年金被保険者名簿において、請求期間の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致していることから、請求者の元夫が、請求者の請求期間に係る保険料を納付した形跡は見当たらない。

また、請求者自身は、請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の元夫への照会を希望していないことから、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、請求期間は7年5か月と長期間である上、請求者の元夫が請求者の国民年金保険料を納付したとする平成12年9月は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者の元夫が、請求期間について請求者に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500075号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500040号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B炭鉱における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和29年5月5日から昭和30年4月27日まで

私は、昭和28年1月20日からA社B炭鉱に勤務し、請求期間は事業所で営繕係員(保安要員)として従事していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者記録を認め年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B炭鉱における勤務について詳細かつ具体的に陳述しているところ、その内容が請求期間当時の当該事業所の状況と一致している部分が見受けられることから、請求期間においても当該事業所に勤務していた可能性が高いと考えられる。

しかしながら、当該事業所の承継事業所であるC社(以下「承継事業所」という。)から提出されたA社B炭鉱の厚生年金保険被保険者名簿「厚年名簿 B」、年金事務所が保管するA社B炭鉱に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「年金事務所保管の被保険者名簿」という。)及び請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に記載された請求者の当該事業所における被保険者資格喪失年月日は、いずれも昭和29年5月5日となっており、オンライン記録と一致していることから、A社B炭鉱は、当該日を請求者に係る被保険者資格喪失年月日として社会保険事務所(当時)に届出していたことが確認できる。

また、承継事業所は、同事業所が保管するA社の4事業所(B炭鉱を含む。)の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、請求期間において請求者が厚生年金保険の被保険者資格を再取得したとする記録は見当たらないと回答している。

さらに、i) 請求者が名前を挙げた同僚二人のうち一人は、請求者について請求期間以前の記憶しかなく、残る一人は請求者を記憶していないこと、ii) 請求者が姓のみ名前を挙げた上司二人については、年金事務所保管の被保険者名簿において請求期間にそれぞれ同姓の被保険者が複数確認できるものの、いずれも死亡又は、生存及び所在不明であること、iii) A社B炭鉱において請求期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、所在が判明した35人に照会したところ15人から回答を得たが、いずれも請求者を記憶していないことから、請求期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。